

議案第 9 号

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 12 月 16 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に、「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。